

## 【EU】強制労働により生産された製品を禁止する規則の制定

海外立法情報課 田村 祐子

\*2024年11月、強制労働に対処し、EU域内市場の機能を向上することを目的として、強制労働により生産された製品の域内市場での流通等と域外輸出を禁止する規則が制定された。

### 1 背景と経緯

強制労働の禁止は、国連の持続可能な開発目標に掲げられているが、強制労働は依然として世界各地に存在し、2021年時点では推定2760万人が強制労働を課されているとされる<sup>1</sup>。EUにおいても、近年「ビジネスと人権」の観点から、企業の持続可能なデューデリジェンス指令<sup>2</sup>の制定等の法整備が進められているものの、強制労働によって生産された製品の禁止に関しては、定められてこなかった<sup>3</sup>。そこで、2022年9月14日、EU市場における強制労働により生産された製品を禁止する規則案(COM(2022)453)が提案された。同規則案は、修正を経て<sup>4</sup>、2024年4月23日に欧州議会で、同年11月19日にEU理事会で承認に至り、同月27日に「EU市場における強制労働による製品の禁止及び指令(EU)2019/1937〔公益通報者保護指令〕の改正に関する2024年11月27日の欧州議会及び理事会規則(EU)2024/3015(EEA関連文書)」<sup>5</sup>として制定され、同年12月13日に施行された。同規則は、全6章39か条から成る。

### 2 主な内容

#### (1) 主題

この規則は、強制労働<sup>6</sup>への対処に貢献するとともにEU域内市場の機能を向上することを目的として、強制労働によって生産された製品<sup>7</sup>を域内市場に上市すること及び利用可能とすること<sup>8</sup>又は域内市場から輸出することを経済事業者<sup>9</sup>(以下「事業者」)に禁止する規定を定めるも

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。[]内は筆者の補記である。

<sup>1</sup> European Commission, "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on prohibiting products made with forced labour on the Union market," COM (2022) 453, 14.9.2022, p.1. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A0453%3AFIN>>

<sup>2</sup> 同指令は、強制労働を含む、企業活動による人権や環境への負の影響を特定・是正する義務を企業に課している。Directive (EU) 2024/1760, OJ L, 2024/1760, 5.7.2024. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj>>

<sup>3</sup> European Commission, *op.cit.*(1), p.2; 庄司克宏「EU強制労働製品禁止規則の論点(1)―強制労働規則の位置付け、構成および適用範囲―」『貿易と関税』71巻2号, 2023年2月, pp.70-72.

<sup>4</sup> 当初の規則案は、全5章31か条で構成されていた。審議過程において、構成が変更されたほか、単一ポータルサイト(後述第12条)や公益通報者保護指令の改正(後述第36条)などが新たに盛り込まれた。

<sup>5</sup> Regulation (EU) 2024/3015, OJ L, 2024/3015, 12.12.2024. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/3015/oj>>

<sup>6</sup> 「強制労働」とは、ILO(国際労働機関)強制労働条約29号第2条の定義(純然たる軍事的性質の作業に対し強制兵役法によって強制される労務などを除き、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、自ら任意に申し出たのではない一切の労務をいうと規定する。)に基づき、強制又は強要された労働をいい、児童強制労働を含む(第2条)。

<sup>7</sup> 「強制労働により生産された製品」とは、採掘、収穫、生産、製造などサプライチェーンの工程のいずれかの段階において、部分的又は全面的に強制労働が用いられた製品をいう(第2条)。

<sup>8</sup> 「上市すること」とは、製品をEU域内市場において最初に利用可能とすることをいう(第2条)。「利用可能とすること」とは、有償か無償かを問わず、EU域内市場での商業活動の過程における、流通、消費又は使用のための、製品のあらゆる供給をいう(同条)。なお、オンライン販売については、域内のエンドユーザーを対象としている場合、域内市場で利用可能とみなされる(第4条)。「エンドユーザー」とは、消費者又は産業活動・職業活動上の最終利用者として、ある製品が利用可能となったEU域内の自然人又は法人をいう(第2条)。

<sup>9</sup> 製品をEU域内市場で上市・利用可能とする又は域外へ輸出する全ての事業者をいう(第2条)。

のである（第1条）。ただし、域内市場のエンドユーザに届いた製品の回収に関しては、この規則の対象外とする（同条）。事業者は、強制労働により生産された製品のEU域内市場で上市すること若しくは利用可能とすること又は域外への輸出を行ってはならない（第3条）。

## （2）ガバナンス

欧州委員会は、次の義務を負う。①ILO、国連、研究機関等から提供される検証可能な情報に基づいて、強制労働のリスクのある地域又は製品に関するデータベースを設置すること（第8条）、②【この規則の】第3条違反容疑に関する情報提供<sup>10</sup>の单一の受付窓口を設置すること（第9条）、③中小企業への支援措置を設けること（第10条）、④事業者・管轄当局向けのガイドラインを利用可能とすること（第11条）、⑤強制労働に関する単一ポータルサイトを設置すること（第12条）。同サイト上では、①～④で作成等されたものの情報を掲載するほか、管轄当局の連絡先や製品の禁止決定（後述第20条）等を公開しなければならない（第12条）。

## （3）調査、決定、罰則等

加盟国は、この規則に定める義務の履行に責任を負う管轄当局を指定し、2025年12月14日までに、欧州委員会及び他の加盟国に対して、当該管轄当局の名称、住所、連絡先、権限の範囲について情報提供しなければならない（第5条）。欧州委員会及び管轄当局は、リスクベースアプローチ<sup>11</sup>に基づく調査を行わなければならない（第14条）。

主たる管轄当局<sup>12</sup>が、調査の予備段階として、強制労働に関してリスクの特定、予防、是正等のために講じた措置に関する情報を調査対象の事業者等に提出させ、リスクベースアプローチに基づいて評価し、第3条違反があったと裏付けられる懸念<sup>13</sup>が存在すると判断した場合に、調査を開始しなければならない（第17条、第18条）。当該当局は、調査対象の製品、製造業者、輸出入業者等の情報を事業者に提出させる調査（必要に応じて現地調査を含む（第19条）。）を行い（第18条）、その結果として第3条違反を立証した場合には、当該製品に関して、域内市場で上市すること又は利用可能とすること及び域外への輸出を禁止し、事業者に回収及び廃棄を命じる決定を採択しなければならない（第20条）。

主たる管轄当局は、第20条の決定の対象となる事業者が、当該決定の再審査を請求することを認めなければならず、事業者が決定を遵守し、調査対象の製品に関して強制労働を排除したことを証明した場合には、将来に向けて当該決定を撤回しなければならない（第21条）。事業者は、当該決定の適法性を審査するために裁判所を利用することができる（同条）。加盟国は、当該決定を遵守しない事業者に適用する罰則規定を定め、2026年12月14日までに、当該規定について欧州委員会に通知しなければならない（第37条）。

<sup>10</sup> 提供の主体は、自然人、法人又は法人格を持たない団体である（第9条）。当該規定に関連して、内部告発者を保護するために、公益通報者保護指令を改正し、同指令の適用対象にこの規則を含めた（第36条、前文(39)）。

<sup>11</sup> リスクベースアプローチとは、「リスク（目的・目標達成を阻害又は促進する可能性のある要因）を起点に効果的・効率的に目的・目標達成を図るアプローチ」であり、目的や目標の達成を危うくし、又は促進する要因を洗い出し、それらの影響を明確にし、必要な対策を考えることで、目的・目標達成の確度向上を狙うアプローチを意味するとされる。「リスクに基づく考え方（risk-based thinking）」2016.3.28. ニュートン・コンサルティングウェブサイト <[https://www.newton-consulting.co.jp/bcmnavi/glossary/risk\\_based\\_thinking.html](https://www.newton-consulting.co.jp/bcmnavi/glossary/risk_based_thinking.html)>；庄司克宏「EU 強制労働製品禁止規則の論点(2)－調査手続と遵守確保枠組み－」『貿易と関税』71巻3号、2023年3月、p.124.

<sup>12</sup> EU域内において強制労働の疑いがある行為が行われている場合には当該加盟国の管轄当局が、域外の場合には欧州委員会が主たる管轄当局として行動する（第15条）。

<sup>13</sup> 「裏付けられる懸念（substantiated concern）」とは、ある製品が強制労働によって生産された可能性が高いことを、欧州委員会又は管轄当局が疑うに足る、客観的で、事実に基づき、かつ、検証可能な情報に基づく、合理的な兆候（indication）（があること）をいう（第2条）。